

# 令和7年度 東京都予算等に対する要望書

三多摩建設業連合会

令和6年8月 日

東京都知事  
小池百合子様

三多摩建設業連合会  
会長 白石勝也

一般社団法人 北多摩建設業協会  
会長 白石勝也

一般社団法人 南多摩建設業協会  
理事長 森屋義政

一般社団法人 西多摩建設業協会  
理事長 榎森厚志

## 令和7年度 東京都予算等に対する要望書

平素より三多摩建設業連合会に対して格別のご指導ご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。当連合会は、上記三団体で構成されており、地域に密着した中小建設業団体として、会員各社は社会的使命を認識し、東京都との緊密な連携を通して都民が安心して生活できる社会作りと地域経済の発展に鋭意取り組んでいます

今年1月に能登半島地震が発生し、8か月が経過しますが、現在も復旧に取り組んでいるところです。都心では、直下型地震が30年以内に70%の確率で発生すると想定され、多摩地域は立川断層をかかえています。

災害時には、応急措置を踏まえ活動するのは地元中小企業だと考えます。

現在、原材料費・燃料価格の上昇などによる物価高や人件費の高騰、また、求人難など人手不足が重荷となり、経営が立ち行かない中小・零細企業が急速に増加している現状です。

令和7年度の予算編成にあたりまして、前年度に増して多摩地域に特段のご理解とご高配を賜りたく、要望書を提出させていただきます

要	望	事	項
<p>一. 公共事業費の確保と予算の執行について</p> <p>1. 全国各地にて台風や局地的な集中豪雨などの異常気象による大規模災害が発生している。災害被害より都民の生命財産を守るための対策としての河川整備事業(調節池・護岸・堤防など)・橋梁整備事業(耐震補強など)・道路災害防除事業(砂防など)・交通安全施設事業(都道の無電柱化など)また、首都直下型地震対策には引き続き事業費の増額を要望します。</p> <p>2. 多摩地域住民の安全性・利便性向上、産業の活性化を促進するための道路事業に対し、前年度を上回る事業費の優先確保をお願いします。</p> <p>3. これらの公共事業費の確保に併せて、予算化された公共事業費の確実な執行をお願いするとともに執行率を上げて頂きたい。また、第3次担い手3法に合わせた予算を確保して頂きたい。</p>			

要	望	事	項
<p>二. 地元中小建設業者の受注機会の確保について</p> <p>1. 東京都では分離分割発注を積極的に推進されているが、特に土木工事については地元中小建設業者の対応案件増加のため、引き続き更なる分離分割発注の徹底を要望します。</p> <p>2. 東京都においては、従前よりゼロ都債などの活用により、工事の発注・施工時期の平準化を図っていますが、依然として年度末工事が集中しております。債務負担行為を活用するなど、なお一層の発注・施工時期の平準化に向けた取り組みを要望します。</p> <p>3. 事務所発注の土木工事については、特別な場合を除き大企業及び他県本店業者を除いた指名制度にしていただき、災害時における地元中小企業の育成につながる案件にしていただきたい。</p>			

要	望	事	項
<p>三. 入札・契約制度について</p> <p>1. 入札・契約制度が本格導入され、東京都の基本的考え方として、多数の企業に広く受注機会を確保し、競争性を確保することとされています。しかしながら、災害時の緊急工事に対するB等級以下の地元中小建設企業の受注実績が減少しております。また、過去の実績が少なく今後企業努力し、格付けを上げようとする中小建設企業の育成につながるJV制度の義務化を含め、新たな制度構築をお願いいたします。</p> <p>2. 予定価格の事前公表について、積算の負担軽減の観点から、建築4.4億円未満、土木3.3億円未満の価格帯の案件では見直しが行われましたが、多くの中小企業が入札に参加している、A等級の価格帯(予定価格9億円未満)の工事案件まで事前公表を拡大して頂きたい。</p> <p>3. 東京都では入札・契約制度改正として、契約前の「入札段階」での制度改正が中心となって行われておりますが、設計変更など契約後の「施工・精算段階」の制度改正が少ないように思われます。昨今の都発注工事において設計変更に絡む問題が非常に増えており、「施工・精算段階」の制度について改めて見直しを図って頂きたい。</p>			

要	望	事	項
<p>4. 品質確保を図るこの制度には一定の理解をしております。しかし事務所発注の土木工事については、新規参入や工事实績のない地元中小企業、また実績はあるが、一度でも点数（評価）を落とした企業は、例え技術力があっても、現状ごく一部の高い評価点を維持する業者が受注を独占し続けて、ほぼ落札に至りません。そこで求めたい対応として、価格競争による入札の発注比率を上げ、総合評価の割合を3割程度まで下げて頂きたい。ある程度割合が下がっても、施工品質を上げようとする意欲は維持されます。現状の制度のままでは、長期的にみて、災害時等に対応できる各地域、地元の業者数が減少します。</p> <p>5. 「スライド条項運用に関する金額算出の細則」を策定し、スライド条項の摘要に係る契約変更の手続を行って、適切なスライド額を算出してください。スライド条項の手続が受発注者双方にとって非常に煩雑であることから、東京都において別途担当部署を設ける等の対応により、スライド条項が適用され易いようにして頂きたい。</p>			

要	望	事	項
<p>四. 働き方改革の推進について</p> <p>1. 働き方改革達成に向けて、工事発注に当たっては時間外労働・週休二日制・熱中症対策・降水などの気象状況を考慮した、余裕を持った適切な工期設定と必要な労務費や経費の補正などの予算措置(積算)をお願いします。</p> <p>2. 東京都では工事・検査関係書類の削減・簡素化について「削減・簡素化が可能な工事・検査関係書類」を策定し、受注者等提出書類の処理基準を改正が行われ、運用が開始されております。引き続き、より一層の「書類の削減・簡素化」を進めて頂きたい。</p> <p>3. 近年の気候変動により、猛暑となる現場環境が増えております。熱中症から労働者の安全を守る為、定期的かつ複数回の休憩時間の確保や工事休止などの対策が必要となっております。しかしながら、これらの対策に対して現行の現場管理費補正では十分とはいえません。</p> <p>「熱中症警戒アラート」発表時には、発注者側からの工事中止指示の発出、工事中止に伴う費用の実費精算をお願いしたく、これらの施策に対する予算確保を要望します。</p>			

要	望	事	項
<p>4. 働き方改革推進に向けて現場での土日閉庁が進むことにより、特に養生期間を必要とするコンクリート需要が週末に集中して供給不足から工期に影響する状況があり、今年4月よりの建設業における時間外労働時間の上限規制によりコンクリート圧送工事業、建設揚重業においても自社から現場までの回送時間が労働時間に含まれることから現場での標準作業時間の要望が上げられています。また、輸送業においても同様な労働時間の規制の中、輸送コスト高騰や納期の遅延が発生しています。働き方改革を進める上でも、実態を踏まえた設計変更や工期の補正等の対応を要望いたします。</p> <p>5. 地震等の大規模災害はもとより、広範囲の豪雨災害や平成26年大雪規模の雪害復旧活動など災害復旧活動に従事する建設業者に対して、労働基準法「33条」の特例適用と考えております。この特例の適用を受けるためには労働基準監督署の許可が必要で、許可要件となる「個別緊急性の判断」資料は、地方自治体などの出動要請や指示書、契約書などが必要です。災害時には、資料の速やかなご指示をお願いいたします。</p>			

要	望	事	項
<p>五. カスタマーハラスメント対策について</p> <p>1. 東京都におかれましては、全国初の「カスタマーハラスメント防止条例」の制定に向け、積極的な検討をされているとお聞きしております。対象に官民を問わず、様々なケースを想定していると新聞報道などで確認しておりますが、工事においても発注者（カスタマー）となる都の担当者と施工業者の担当者間でハラスメントが横行しないような条例制定、厳格な適用をお願いいたします。</p> <p>2. 一般都民からのクレームに関して請負者任せにするケースが多く見受けられる。カスタマーハラスメントに該当するようなクレーマーには発注者として毅然とした対応をお願いしたい。</p>			

団体名 三多摩建設業連合会

要	望	事	項

